

埼玉県 住生活基本計画

平成23年度～平成32年度

概要版



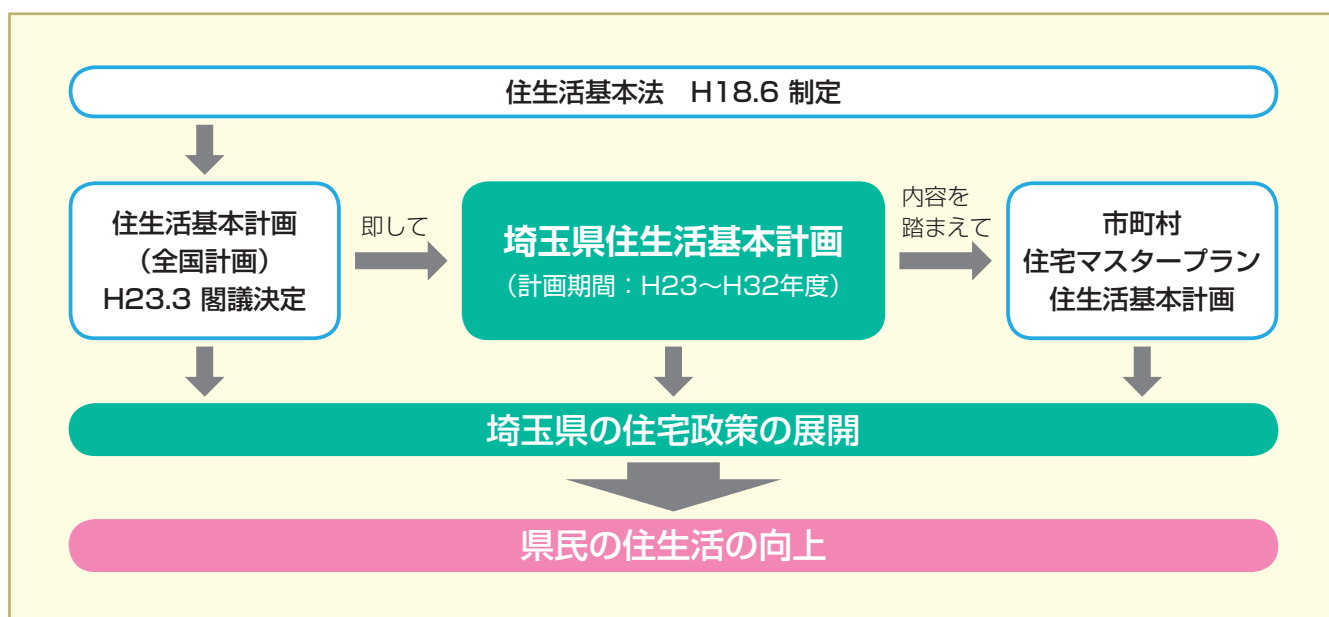
©埼玉県2005



計画策定の趣旨・位置づけ

この計画は、住生活基本法第17条に基づく都道府県計画であり、市町村が住まいに関する計画等を策定する際に参考とするものです。

計画期間は、平成23年度から平成32年度の10年間とします。



ごあいさつ

「住まい」は、私たちが安心して暮らし、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、県民の安心・安全な生活の基盤となるものです。

その「住まい」を取り巻く環境が、大きく変わりつつあります。本格的な高齢社会の到来に伴い、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者が安心して暮らせる住まいが求められています。また人口や世帯数の減少、厳しい社会経済状況を背景に、新築住宅市場は転換期を迎えています。さらに、東日本大震災とそれに伴う原発事故を契機として、エネルギー政策は見直しを迫られており、住まいにおいても、これまでに以上に省エネ・創エネが求められています。



こうしたことを受けて、このたび県では「埼玉県住生活基本計画」の全面的な見直しを行いました。

新たな計画では、住まいの「安心・安全の確保」に加えて、「子育て力」、「環境力」、「地域力」の3つの力を高めることを基本方針とし、平成23年度から平成32年度までの10年間で展開すべき様々な施策を掲げています。

この計画の推進は、行政だけでできるものではありません。「住む人」、ハウスメーカーなどの「つくる人」、不動産事業者やNPOなどの「流通させる人」など、住まいに関わるすべての方の協力が必要となります。そうした皆様とともに、安心・安全な住まいづくりのムーブメントを起こし、その実現を目指してまいります。

今後とも、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成24年3月

埼玉県知事 上田清司

住宅政策の基本方針 ～みんなで作り上げる、住まいの安心・安全と3つの力～

本格的な人口減少、少子・高齢社会において、県民生活の土台となる住まいの確保と本県の持続可能な発展を実現するため、「安心・安全」の確保を基盤とした「子育て力」、「環境力」、「地域力」の3つの力の向上を、住宅政策を展開する上での基本方針とします。

本県の住まいづくりの課題を、住む人（県民）、つくる人（ハウスメーカー、工務店等）、流通させる人（不動産関係者、市民団体、NPO等）、行政など多様な主体が共有して、安心・安全と3つの力を高めるための活動を重ね、ムーブメントを起こすことで、本県の持続可能な発展と県民が幸せを実感できる住生活の実現を目指します。



公営住宅

(1) 公営住宅の供給及び活用の方針

- 需要を反映した住宅セーフティネットの確保
- マネジメントを考慮した、既存ストックの活用
- 適正な入居基準の整備



県営入間霞川団地

(2) 公営住宅の供給の目標量

住生活基本法第17条第2項第五号に基づき、市町村を含めた埼玉県内における公営住宅の供給の目標量[※]を次のとおり定めます。

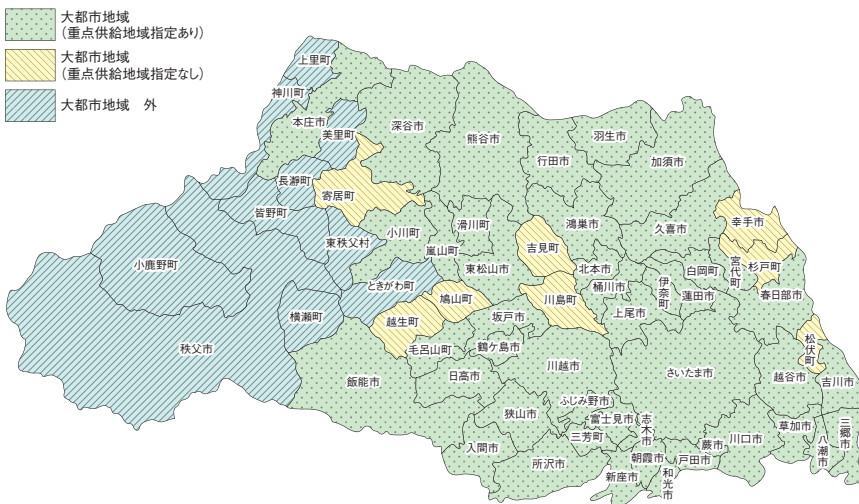
平成23年度～平成27年度 (前半5年間)	14,000戸
平成23年度～平成32年度 (計画期間中)	30,000戸

※新規、建て替えなど整備に伴う供給(建て替えに伴う既入居者向け供給を含む)及び空家募集

重点供給地域

住生活基本法第17条第2項第六号に基づき、以下の要件を満たす地域を、居住水準及び住環境水準の向上など住宅政策上の観点から、市町村の意向を踏まえて指定します。

- 当該地域の立地、土地利用の状況等からみて、住宅若しくは宅地の計画的な供給の促進を図るべき地域
- 当該地域の居住水準、都市構造等からみて、住宅供給等の必要性の高い地域
- 今後10年間に相当量の良質な住宅・宅地の供給が見込まれる一定のまとまりのある地域



重点供給地域指定状況

地域数	37市8町 261地域
地域面積	11,603.7ha

目標 1

県民の暮らしの安心と安全を支える住まいづくりを進めます

指標

指標名	現状値	目標
耐震性を有する住宅ストックの比率 (住宅・土地統計調査より推計)	83% (平成20年)	90% (平成27年度)
最低居住面積水準未満率 (住宅・土地統計調査)	4.0% (平成20年)	早期解消 (平成32年)

目標達成に向けた主な施策

■ 住宅セーフティネット機能の確保と拡充

- 公営住宅など公的賃貸住宅の適切な整備・維持管理
- 埼玉県あんしん賃貸住宅制度による高齢者、障害者、外国人、子育て世帯向け住宅の情報提供
- 公営住宅など公的賃貸住宅の建て替えと併せた高齢者支援施設など地域サービス施設の導入

■ 高齢者の居住の安定を支える体制の確保

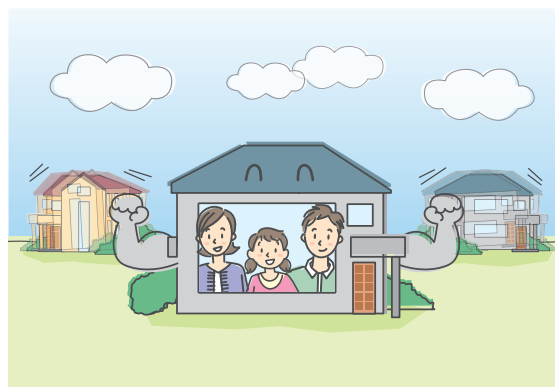
- 高齢者居住安定確保計画の策定による、高齢者の居住の場の確保
- 住宅情報が的確に提供できる体制、高齢者の住まいの改善や住み替え情報の提供体制整備

■ 住宅の基本的な安全性の確保

- 木造住宅耐震診断や国の補助制度の活用による、地震や火災に対する安全性の確保
- 良好な室内環境に配慮した住宅に関する相談及び情報提供体制の整備

■ 震災時における応急住宅の円滑な供給体制づくり

- 災害における公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の空き室の提供体制の充実
- 合同訓練や実務マニュアルの整備などによる、応急住宅の供給体制の整備



目標2

未来につながる良質な住まいづくりを進めます

指標

指標名	現状値	目標
「子育て応援住宅」認定戸数 (県住宅課)	0戸 (平成22年度)	10,000戸 (平成32年度)
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (住宅・土地統計調査)	32.1% (平成20年)	50% (平成32年)
住宅用太陽光発電設備の設置数 (県5か年計画)	41,637基 (平成22年度)	140,000基 (平成28年度)
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	7.7% (平成21年度)	20% (平成32年度)
県産木材を使用した住宅戸数 (森林づくり課)	1,370戸 (平成21年度)	3,200戸 (平成27年度)

目標達成に向けた主な施策

■ 子育て世代にやさしい住まいづくりの推進

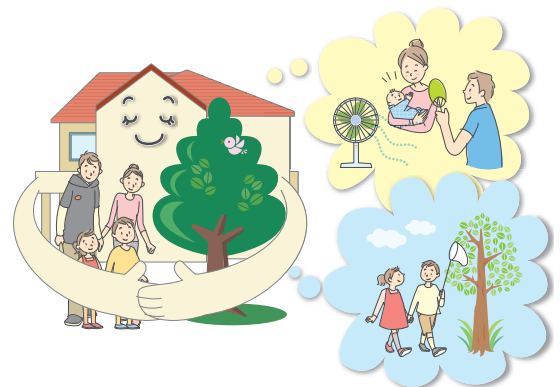
- 子育てに適した住宅の認定制度や金融機関と提携した融資制度などによる、子育てしやすい住宅の普及
- 不動産情報と地域の子育て支援情報を一体的な提供等による、子育て世代の住宅取得や住み替えの支援

■ 環境にやさしい住まいづくりの推進

- 補助や融資制度などによる、環境に配慮した住宅の取得や改修に対する支援
- 長期優良住宅認定制度の活用
- 県産木材を使用した住宅の供給の促進
- 建築物環境性能表示制度の普及

■ 低炭素社会を考えた ライフスタイルへの転換

- 県営公園の整備などによる、緑豊かなまちなみづくりの推進
- エコ住宅団地への支援やスマートグリッドなどの研究
- 環境にやさしいライフスタイルの普及



目標3

みんなの力で生き生きと住まう地域づくりを進めます

指標

指標名	現状値	目標
地域支え合いの仕組み(安心おたすけ隊)実施市町村数 (県福祉政策課)	25市町村 (平成22年度)	全市町村 (平成28年度)

目標達成に向けた主な施策

■ 安心して暮らせる地域づくり

- 防犯優良マンション認定制度や住まいの防犯アドバイザー制度などによる、犯罪に強い地域づくりの促進
- 空き家の実態把握と、市町村と連携した地域コミュニティへの活用策の研究
- マンション内のコミュニティを支える管理組合の支援

■ 地域固有のまちの魅力や総合的な地域力の向上

- エリアマネジメント等の活動支援

■ 郊外住宅団地の活性化

- ストックを活用した住宅団地再生のモデルづくりの検討
- 高齢者の買い物サービスの立ち上げなど、地域活動の支援

■ 地域コミュニティ再生の担い手づくりの支援

- 地域の課題を発見・解決する担い手の育成・支援



目標4

多様な居住ニーズに応える住宅市場づくりを進めます

指標

指標名	現状値	目標
既存住宅の流通割合 (不動産ハンドブック及び登記統計)	31.3% (平成22年)	40% (平成32年)
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 (住宅・土地統計調査)	3.7% (平成20年)	5% (平成32年)

目標達成に向けた主な施策

■ 既存住宅が円滑に活用される市場の整備

- 工事検査制度や事業者登録制度の活用による、安心してリフォーム工事が行える環境の整備
- 既存住宅を安心して取得するための相談体制の充実

■ 住宅情報の提供体制の整備

- 子育て世代への子育て支援と住情報の一体的提供(再掲)
- 高齢者の住まいの改善や住み替え住宅情報の提供体制整備(再掲)

■ 住宅の適切な維持管理の普及

- 住まいの適正管理、リフォームの研修会の開催と相談体制の拡充
- 埼玉県マンション支援ネットワークによる、管理組合の支援(再掲)
- 空き家の実態把握と、既存住宅の活用に向けた取組の研究(再掲)
- 長期優良住宅認定制度の活用(再掲)

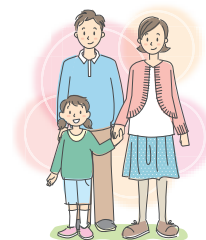


目標の達成に向けて

住む人

住生活の安定と向上のため、住まいづくり・まちづくり活動への参加意識を高めることが望めます。

県は、市町村や民間事業者などと連携して、住まいを考える機会の提供など積極的な支援に努めます。



つくる人

多様な居住ニーズに応える住まいの供給が望めます。また、住まいや情報の供給にとどまらず、住宅の維持管理やまちの魅力づくりなど、県民の住生活の安定と向上に積極的に関わることが望めます。

県は、住宅市場の活性化とともに県民ニーズを踏まえた住宅が供給されるよう施策を進めます。



流通させる人

安心や安全を支える住まいの流通方策が望めます。

県では、不動産関係団体と住宅関係団体の連携体制の構築や、県民が安心できる住情報の提供体制の整備に努めます。



行政

住宅供給の9割が民間市場が占める中、県は広域的な需要、市町村は地域の課題への対応を核に、緊密な連携のもとで施策を展開します。



埼玉県都市整備部住宅課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

Tel.048-830-5571 (直通)

平成24年3月発行